

地域病院等医療機関に対する緊急な財政支援等を求める意見書

東大和市が構成市となっている公立昭和病院は、救急救命センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター等に指定され、「一人ひとりの命と健康を守り、医療の質の向上に努め、熱意と誇りを持って地域社会に貢献することを目指し」て、構成市のみならず、地域医療の中核を担う大きな役割を果たしています。

ところが、近年の診療報酬改定による増額がほとんど行われず、物価が急騰する中で、同病院は令和5年度は2億4,700万円、令和6年度14億8,100万円の純損失を計上する事態となっています。

これは公立昭和病院だけの問題ではありません。全国、全都の地域医療機関共通の問題であり、緊急で抜本的な対策が求められており、国及び東京都において緊急で十分な手立てが求められています。

よって、東大和市議会は、政府と東京都に対して、以下のとおり求めるものです。

- 1 自治体病院をはじめとする地域の医療機関は、物価高騰や賃上げの社会経済情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面していることから、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、緊急に十分な財政支援を講じること。
- 2 地域で持続可能な医療提供体制を維持していくため、診療報酬については、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど、柔軟に対応すること。
- 3 自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対し、病院事業に係る地方交付税の算定単価のさらなる引上げ等、十分な財政措置を講じること。また、病院事業債の返済に関して、一般会計からの操出基準を引き上げるとともに、建築資材価格や労務単価の上昇等の実態を踏まえ、地方交付税措置の積算に用いる建築単価の上限をさらに引き上げること。
- 4 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。
- 5 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が経営に深刻な影響を与えており、ことから、消費税制度の見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和7年9月25日

(送付日) 令和7年9月29日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、東京都知事